特定非営利活動法人全日本フラ協会定款

第１章　　総　　則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人全日本フラ協会と言う。
（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区野沢4丁目20番12号
2　この法人は、従たる事務所を東京都八王子市大和田町7丁目9番15号に置く

（目的）
第３条　この法人は、広く一般市民を対象に、ハワイアンフラ、ポリネシアンダンス等を普及する事業、人材養成、派遣事業を行うと共に南太平洋地域の踊りを通して、各国の芸術、文化、言語を正しく継承し都民の文化生活向上と健康、生きがいづくりに寄与する事を目的とする。
（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するために次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
（1）社会教育の推進を図る活動
（2）学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
（3）国際協力の活動
（4）前各号に掲げる活動を行なう団体の運営又は活動に関する連絡、助言または援助の活動
（事業の種類）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成する為、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行なう。
（1）南太平洋地域の踊りに関する普及事業
（2）南太平洋地域の踊りに関する人材養成事業
①.指導者の認定
②認定基準の策定
③認定基準の公表
（3）目的を同じくする他の団体との提携協同事業
（4）その他、第３条の目的を達成するために必要な事業

第２章　　会　　員

（種別））
第６条　この法人の会員は次の３種とし、正会員をもつて特定非営利活動促進法（以下（法）という）上の社員とする。
（1）　正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人および団体
（3）賛助会員　　この法人の事業の目的に賛同し賛助するために入会した者
（4）名誉会員　　この法人に特に功労のあった者、又は学識経験者で、理事会の推薦に基き総会の承認を得たもの
（入会）
第７条　この法人への入会については、特に条件を定めない。
2　会員として入会しようとする者は、理事長が、別に定める入会申込書により、理事長に提出する。
3　理事長は、前項の申し込みがあったときは、理事会に諮って入会を認めるものとする。ただし、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
4　理事長は、第２項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨、通知しなければならない。
入会金及び会費
第８条　この法人の会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
（資格の喪失）
第９条　この法人の会員が次の各号の一に該当する場合には、其の資格を喪失する。
（1）退会の届けを提出したとき
（2）会員である団体が解散したとき
（3）死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
（4）継続して２年以上会費を滞納したとき
（5）除名されたとき
（退会）
第１０条　この法人の会員は、理事長が別に定める退会届に理由を付して、理事長に提出し、任意に退会できる。
（除名）
第１１条　この法人の会員が次の各号の一に該当する時は、総会の議決により、理事長が除名する事ができる。
（１）　この法人の名誉を傷つけ、又は、この法人の目的に違反する行為があった時
（２）　この定款に違反したとき
2　前項の規定により除名しようとした場合は、議決の前に弁明する機会を与えなくてはならない。
拠出金の不返還
第１２条　この法人は、既に納入した入会金、会費、その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章　役　員　等

(種別及び定数
第１３条　この法人に、次の役員を置く、
（1）理事　５名以上１２人以内
（2）監事　１名以上２名以内
2　理事のうち、１人を理事長とし,１人以上２人以内を副理事長とする。又、2人以内を専務理事とする。
（役員の選任）
第１４条　この法人の理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。
2　理事長、副理事長、専務理事は、理事の互選とする。
3　それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等内の親族が１人を超えて含まれ、又は、当該役員ならびにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれる事になってはならない。
4　法２０号各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になる事が出来ない。
5　監事は、理事または、この法人の職員をかねてはならない。

（理事の職務）
第１５条　この法人の理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2　副理事長は、　理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序で、その職務を処理する。
3　専務理事は、　理事長、副理事長を補佐し、この法人の日常の業務を処理する。
4　理事は、　理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する
5　監事は次に掲げる職務を行う
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令、定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（役員の任期）
第１６条　この法人の役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。
2　補欠の為、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第１７条　この法人の理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（役員の解任）
第１８条　この法人の役員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の議決により、これを解任する事が出来る。
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められたとき。
(2) 職務上の　義務違反、その他役員として相応しくない行為があった時。
2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会をあたえなければならない。

（役員の報酬）
第１９条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬をうけることが出来る。
2　役員には、その職務を執行する為に要した費用を弁償する事が出来る。
3　全２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第４章　会　　議

（種別）
第２０条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。
2　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）
第２１条　この法人の総会は、正会員をもって構成する。

（総会の機能）
第２２条　この法人は、次の事項を議決する。
(1)　定款の変更
(2)　解散および合併
(3)　会員の除名
(4)　事業計画及び収支予算並びにその変更
(5)　事業報告及び収支決算
(6)　役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7)　入会金及び会費の額
(8)　借入金　(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。)
(9)　その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(10)　事務局の組織及び運営
(11)　その他の運営に関する重要事項

（総会の開催）
第２３条　この法人の通常総会は、毎年１回開催する。
2　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
(1)　理事会が必要と認め、招集の請求をした時。
(2)　正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
(3)　監事が、第１５条第５項第４号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）
第２４条　この法人の総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。
2　理事長は、前条２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から１５日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3　総会を招集する場合、　審議事項，　日時，場所を記載した書面をもって、開催日の少なくても７日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）
第２５条　この法人の総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）
第２６条　この法人の会議は、　総会においては正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会する事が出来ない

（総会の議決）
第２７条　この法人の総会における議決事項は、第２４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）
第２８条　各正会員の表決権は、平等なものとする。

2　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任する事が出来る。
3　前項の規定より表決した正会員は、前２条及び次条第一項の適用については、総会に出席したものとみなす。
4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることが出来ない。

（総会の議事録）
第２９条　この法人の総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　正会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２名が記名、押印又は署名しなければならない

（理事会の構成）
第３０条　この法人の理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）
第３１条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
(1)　総会に付議すべき事項
(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(3)　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）
第３２条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。
(1)　理事長が必要と認めたとき。
(2)　理事総数の３分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）
第３３条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長は前条第２号の規定による請求があったときは、その日から１５日以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも７日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）
第３４条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）
第３５条　理事会における議決事項は、第３３条３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する　ところによる。

理事会の表決権等
第３６条　この法人の各理事の表決権は、平等なものとする。
2　やむを得ない理由により総会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任する事が出来る。
3　前項の規定より表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす
4　総会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることが出来ない。

理事会の議事録
第３７条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　理事総数、及び出席者数及び出席者氏名（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人２名が、記名、押印又は署名しなければならない

第5章　資　産

（資産の構成）
第３８条　この法人の資産は、つぎの各号に掲げるものとする。
(1)　設立当初の財産目録に記載された資産
(2)　入会金及び会費
(3)　寄付金品
(4)　事業に伴う収入
(5)　財産から生じる収入
(6)　その他の収入
2　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする

（資産の管理）
第３９条　この法人の資産は、理事長が管理しその方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章　会　計

（会計の原則）
第４０条　この法人の会計は、法２７条各号の原則に従って行わなければならない
2　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする

（事業年度）
第４１条　この法人の事業年度は、毎年　４月　１日に始まり、翌年　３　月　３１日に終わる。

（事業計画及び予算）
第４２条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、

総会の議決を経なければならない

（暫定予算）

第４３条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することが出来る。

（予備費）２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第４４条　予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることが出来る。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第４５条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることが出来る。

（事業報告及び決算）

第４６条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査をうけ、総会の議決を経なければならない。

２　決算上余剰金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第４７条　予算を持って定めるものの他、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第７章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第４８条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法２５条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第４９条　この法人は次に掲げる事由により解散する。

（１）　総会の決議
（２）　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（３）　正会員の欠亡
（４）　合併
（５）　破産手続き開始の決定
（６）　所轄庁による設立の認証の取り消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承認を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

残余財産の帰属

第５０条　この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者の内、国に譲渡するものとする。

（合併）

第５１条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　公告の方法

（公告の方法）

第５２条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第９章　事　務　局

（事務局の設置）

第５３条　この法人に、この法人の事務を処理する為、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職務の任免）

第５４条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行なう。

（組織及び運営）

第５５条　事務局の組織及び運営に関し必要な条項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第１０章　雑　則

（細則）

第５６条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

（附則）

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次の通りとする。

理 事 長	本間　美智子
副理事長	佐竹　紀久子
副理事長	土橋　節子
専務理事	羽田　久子
専務理事	秋山　美恵子
理事	寺田　豆子
理事	八柳　良子
理事	堀　榮子
理事	田喜　淳子
監事	天野　久仁子
監事	高橋　昌子

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日

から平成 21 年６月３０日までとする

4　この法人の設立当初の事業年度は、第４１条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 21年３月３１日までとする

5　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４２条の規定にかかわず、設立総会の定めるところによる。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（１）入会金　正会員　(個人、団体）１００００円　賛助会員　(個人、団体）　２００００円

（２）年会費　正会員　(個人、団体）　５０００円　賛助会員　(個人、団体）一口１００００円（一口以上）

原本に相違ない。

特定非営利活動法人全日本フラ協会

理事　本間美智子